資料1

太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー施設の設置に係る対応について

1　条例制定の趣旨

本町は、日高山脈の山並みを背景に水辺の自然を残した河川、碁盤の目に区画割された農地とそれを取り巻く耕地防風林などが残され、美しい自然・農村景観に恵まれています。

本町においても国が掲げるカーボンニュートラルに向けて、町民・事業者・行政が一体となって地域脱炭素社会を築いていく必要がありますが、再生可能エネルギー施設の過度な開発行為は、これらの資源に大きな影響を与える可能性があります。

以上のことから、脱炭素社会の構築に取り組みながら、再生可能エネルギー施設と地域との調和を図り、先人から受け継がれた貴重な資源を次世代に継承していくため、本条例を制定します。

なお、条例制定の趣旨により、当該条例については、太陽光発電設備を含む再生可能エネルギー施設の設置及び管理について、定めるものとします。

２ 条例の構成

・第1条（目的）及び第2条（定義）は、条例の目的や用語の意義を定めます。
・第3条（適用事業）は、条例の適用となる発電施設の規模（発電出力）を定めます。
・第4条（町の責務）から第7条（町民及び周辺関係者の責務）は、町、土地所有者等、事業者、町民及び周辺関係者の責務を定めます。
・第8条（禁止区域）及び第9条（抑制区域）は、発電施設を規制する区域を定めます。
・第10条（事前協議）から第17条（工事完了の届出）及び第19条（廃止の届出）は、発電事業に関して、事前協議や届出などの手続き、周辺関係者への説明などについて定めます。
・第18条（維持管理）及び第25条（災害の復旧）は、完成後の適正な維持管理及び事故等が発生した際の事業者の対応について定めます。
・第20条（立入調査等）から第23条（国及び道への通知）は、事業者に対する監督について定めるとともに、事業者が勧告に従わない場合の町の対応について定めます。
・第24条（地位の承継）は、事業者の地位の承継と、承継した事業者の責務についてを定めます。
・第26条（国等の特例）は、国等が行う発電事業は、この条例を適用しないことを定めます。

3 条例の概要

(1)目的

・再生可能エネルギー発電事業と地域との共生
・町民の安全で安心な生活環境の確保、良好な自然環境・景観の保全への寄与

(2)禁止区域(事業計画に含めてはならない区域)

・地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域、保安林、砂防指定地、農業振興地域の区域内にある農用地、河川保全区域、鳥獣保護区及び特別保護地区、国立公園

(3)抑制区域(事業計画に含めないように求める区域)

・農業振興地域の区域内にある農用地以外の区域、地域森林計画において定められた森林の区域、埋蔵文化財を包蔵する土地、芽室町文化財保護条例で定める記念物を包蔵する土地、その他町長が特に必要と認める土地

(4)規制対象施設(条例の対象になる施設)

・発電出力の合計が 10 キロワット以上のもの(同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する発電施設の合算した発電出力が 10 キロワット以上となる場合を含む。)
※建築物の屋根、壁面又は屋上に設置する太陽光発電事業及び建築物と併設されるもので、主にこの建築物で自家消費を目的とする発電事業は除く。

(5)手続

・事前協議(届出前に町と協議を行う)
・事業計画の届出(発電施設の構造及び発電出力、保守点検、災害発生時対応計画などを添付)
・周辺関係者への説明(結果を町に報告)
・意見の申出(当該事業が「防災上支障がある」など町が判断した場合、事業者に対し、中止・変更を申し出る)
・工事着手の届出
・工事完了の届出
・廃止の届出
・地位の承継に関する届出
・報告、資料の提出、立入検査、指導・助言及び勧告

(6)解体等費用の確保

・事業計画の届出の際に、発電施設の撤去及び処分に関する計画の提出を必須とする

(7)維持管理

・発電施設及び事業区域内を常時安全かつ良好な状態となるよう維持管理を行う

(8)罰則

・勧告に従わない場合、事業者名等を公表するとともに、国及び北海道に通知する

(9)その他(国による対応)

・事業者が、関係法令(町条例を含む)や、国の認定計画・認定基準に違反している場合は、交付金(FIT/FIP)が一時停止される(積立命令)
・違反が解消されず、国の認定取り消しに至った場合は、一時停止された交付金が徴収される(返還命令)
※上記により、事業者の法令遵守(条例を含む)の徹底や違反等の抑止が図られる

４ 制度の概要

(1)事業計画届出までの手続き

・事業者は発電事業を行おうとするときは、あらかじめ事業に関する計画について、町と協議を行う(事前協議)
・事業者は発電事業を行おうとするときは、あらかじめ事業に関する計画について、周辺関係者(居住者、土地所有者、町内会又は行政区、関係機関等)に説明会等を開催しなければならない(説明会等の内容は町に報告)
・事前協議が終了したときは、町は事業者にその旨を通知する
・事業者は町の通知を受けた後、事業計画を町に提出する
・町は届出を受けた事業について、中止又は変更を申し出ることができる
・事業者は町からの申し出に対しては、速やかに状況等を確認し、適切な措置を講じなければならない

(2)工事着手から完成までの手続き

・事業者は、町に対し、設置工事に着手する旨を届け出なければならない
・事業者は、事業計画の概要を道路等に面した見やすい場所に標識を掲示しなければならない
・事業者は、町に対し、設置工事が完了した旨を届け出なければならない

(3)施設運用

・事業者は、発電事業を実施する間、災害の防止又は生活環境等の保全に支障が生じないよう、安全かつ良好な状態で維持管理しなければならない
・事業者は、発電施設において事故等が発生した時は、速やかに町に報告しなければならない

(4)施設の廃止

・事業者は、発電施設を廃止しようとするときは、その旨を町に届け出なければならない
・事業者は、廃止後に行う措置(撤去等)を適切に行うとともに、廃止が完了した時は、その旨を町に報告しなければならない

(5)町の監督

・町は必要に応じ、事業者に対し報告や資料の提出を求めるほか、職員に事務所や事業区域に立ち入らせて必要な調査をし、関係者に質問することができる
・町は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる
・町は、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる
・事業者は、指導、助言又は勧告を受けたときは、それに対して講じた措置等の対応について、速やかに町に報告しなければならない

(6)罰則等

・町は勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、事業者名等を公表する
・町は公表を行った場合、その内容及びその事実を国及び北海道に通知する
・国は、事業者が、関係法令(町条例を含む)や、国の認定計画・認定基準に違反している場合は、交付金(FIT/FIP)を一時停止する(積立命令)
・国は、違反が解消されず、国の認定取り消しに至った場合は、一時停止された交付金を徴収する(返還命令)

5 道内の自治体の策定状況

・条例制定済　35自治体

うち、十勝管内は新得町（令和6年6月）、上士幌町（令和7年3月）、広尾町（令和8年8月）

※大樹町は令和9年1月予定、幕別町は再生可能エネルギー導入区域（ゾーニングマップ）作成（令和7年4月）

いずれも上記35自治体に含まない

6 今後のスケジュール（予定）

・令和8年12月～令和9年1月　まちづくり意見募集（パブリックコメント）

・令和9年1月　町民説明（めむろ未来ミーティング及び広報誌等）

・令和9年3月　条例提案

・令和9年4月　条例施行